

人事行政の運営等の状況報告

1 職員の採用および退職の状況

区 分	事務・技術職	医師	技 能 労務職	消防士	一般職 合 計	内、他自治体等との間での派遣・割愛等
令和02年度採用	25 人	0 人	0 人	3 人	28 人	2 人
令和02年度退職	24 人	0 人	1 人	3 人	28 人	0 人

(短時間再任用職員は含んでいません。)

2 職員の人事評価の状況

職員の人材育成や配置等人事管理の基礎資料とするため、地方公務員法の定めに基づき、医師を除く全職員を対象に年間2回の人事評価を実施しています。

区 分	人 数	内 容
昇給時	543 人	定期昇給時における人事評価の活用
昇格・昇任時	61 人	主事から主任主事等、昇任時における人事評価の活用
勤勉手当	611 人	勤勉手当支給時における人事評価の活用

3 部門別職員数の状況

(各年度4月1日現在)

区 分	職員数(人)				対前年増減数	主な増減理由	
	部 門	30年	31年	02年			03年
一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	6	7	1	業務量の増加
	総務・企画	131	137	137	136	△ 1	事務の統廃合縮小
	税 務	34	34	34	33	△ 1	減員
	民 生	70	63	62	63	1	業務量の増加
	衛 生	48	49	45	47	2	業務量の増加
	労 働	3	2	2	2	0	
	農林水産	41	40	38	36	△ 2	減員・事務の統廃合縮小
	商 工	36	33	29	27	△ 2	欠員不補充・事務の統廃合縮小
	土 木	59	55	49	47	△ 2	欠員不補充・事務の統廃合縮小
	小 計	428	419	402	398	△ 4	
特別行 政部門	教 育	62	54	50	46	△ 4	減員・事務の統廃合縮小
消 防	125	125	124	123	△ 1	事務の統廃合縮小	
普通会計 計	615	598	576	567	△ 9		
公営企 業等会 計部門	病 院	9	10	7	8	1	欠員復元
	水 道	23	23	23	22	△ 1	減員
	下水道	8	10	10	10	0	
	その他	21	20	20	20	0	
	小 計	61	63	60	60	0	
合 計	676	661	636	627	△ 9		

(市長、副市长、教育長、短時間再任用職員は含んでいません。)

4 定員適正化への取り組み状況

令和10年度に職員数を463人(消防職員除く)にするとした、浜田市定員適正化計画のもとに、毎年度退職者の2/3相当の職員採用を行い、職員数の削減に努めます。さらに、業務のスリム化や職員の年齢構成の偏在是正、人員配置の見直しなどにより、適正な定員管理を図ります。

区 分	人 口 <small>(各年3月31日現在)</small>	普通会計職員数 <small>(各年度4月1日現在)</small>	対前年増減数	人口千名当たりの普通会計職員数
令和02年	52,834 人	576 人	△ 22 人	10.90 人
令和03年	52,145 人	567 人	△ 9 人	10.87 人

(この表の人口は、住民基本台帳人口です。)

5 職員採用試験の実施状況

(令和2年度実施)

試験区分	応募者	受験者	採用者	備考
一般事務員	47 人	36 人	5 人	
一般事務員 <small>(社会人採用)</small>	39 人	36 人	8 人	
土木技師	5 人	4 人	1 人	
建築技師	1 人	1 人	0 人	
水道技師	1 人	0 人	0 人	
看護師	3 人	3 人	1 人	
消防士	15 人	10 人	3 人	
計	111 人	90 人	18 人	

6 職員の勤務時間等の状況

区 分	内 容
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで <small>(休憩時間を除く1日当たり7時間45分、週38時間45分勤務)</small>
休憩時間	午後0時から午後1時までの1時間
週 休 日	日曜日および土曜日
休 日	国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)

※職員の勤務時間等は、職場の特殊事情により勤務の割振りをしています。

市の人事行政の運営における公正性と透明性を高めることを目的として、地方公務員法および浜田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和2年度における職員の任用・職員数・勤務時間その他の勤務条件など人事行政の運営等の状況についてお知らせします。なお、給与などの状況については、『広報はまだ』3月号および市ホームページで公表していますのでご覧ください。(本庁人事課)

7 職員の休暇等の状況

区 分	内 容
年次有給休暇	1年につき20日間付与、新規採用職員(4月1日付)は15日間付与。
病気休暇	負傷または疾病のため療養することがやむを得ないと認められる場合の休暇。私傷病に該当する場合は90日付与。
特別休暇	選挙権その他公民としての権利の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として、次に掲げる休暇を付与。 (1)職員が選挙権その他公民としての権利の行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる必要な期間付与。 (2)職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる必要な期間付与。 (3)職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として、その登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要な期間付与。 (4)職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき、1年において5日の範囲内の期間付与。 ① 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配付その他被災者を支援する活動。 ② 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が別に定めるものにおける活動。 ③ ①及び②に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動。
	(5)職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、連続する7日の範囲内の期間付与。
	(6)妊娠中の女性職員が出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日までの間において、妊娠又は出産等に関し、健康診査又は保健指導を受ける必要があるとき、妊娠第6月末までは4週間に1回、妊娠第7月から第9月末までは2週間に1回、妊娠第10月から分べんまでは1週間に1回の必要と認める時間付与。
	(7)妊娠中の女性職員が出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日までの間において、医師が妊娠に起因する体調不良により勤務することを困難と認めたとき、2週間を超えない範囲内で必要と認める期間付与。
	(8)8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出たとき、出産の日までの申し出た期間付与。
	(9)女性職員が出産したとき、出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間付与。
	(10)生後3年に達しない子を育てる女性職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行うとき(男性職員にあっては、配偶者が急病等によりやむを得ず子の保育を必要とする場合に限る。)、1日2回それぞれ30分(生後1年に達しない子を育てる場合にあっては、60分)を超えない範囲内で必要と認める期間付与。
	(11)職員の妻が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、3日の範囲内の期間付与。

区 分	内 容																														
特別休暇	(12)職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき、5日の範囲内の期間付与。 (13)小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子の母子保健法による乳幼児検診、予防接種法による予防接種等を受けるため付添う必要があるとき、1人に限り必要と認める期間付与。 (14)中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められるとき、1年において5日(2人以上の場合については10日)の範囲内の期間付与。 (15)日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の市長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められるとき、1年において5日(2人以上の場合については10日)の範囲内の期間付与。 (16)職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、次のとおり付与。 <table><thead><tr><th>死亡した者</th><th colspan="2">日数</th></tr><tr><td></td><th>血族</th><th>姻族</th></tr></thead><tbody><tr><td>配偶者</td><td colspan="2">10日以内</td></tr><tr><td>父母</td><td>7日以内</td><td>3日以内</td></tr><tr><td>子</td><td>5日以内</td><td>1日</td></tr><tr><td>祖父母</td><td>3日以内</td><td>1日</td></tr><tr><td>孫</td><td>1日</td><td>－</td></tr><tr><td>兄弟姉妹</td><td>3日以内</td><td>1日</td></tr><tr><td>おじ・おば</td><td>1日</td><td>1日</td></tr><tr><td>おい・めい</td><td>1日</td><td>1日</td></tr></tbody></table>	死亡した者	日数			血族	姻族	配偶者	10日以内		父母	7日以内	3日以内	子	5日以内	1日	祖父母	3日以内	1日	孫	1日	－	兄弟姉妹	3日以内	1日	おじ・おば	1日	1日	おい・めい	1日	1日
死亡した者	日数																														
	血族	姻族																													
配偶者	10日以内																														
父母	7日以内	3日以内																													
子	5日以内	1日																													
祖父母	3日以内	1日																													
孫	1日	－																													
兄弟姉妹	3日以内	1日																													
おじ・おば	1日	1日																													
おい・めい	1日	1日																													
	(17)職員が父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき、1年においてそれぞれ1回1日の範囲内の期間付与。																														
	(18)職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるとき、7月から9月までの期間内において3日の範囲内の期間付与。																														
	(19)職員が心身の健康の維持及び増進のため勤務しないことが相当であると認められるとき、1年において3日の範囲内の期間付与。																														
	(20)職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断、入院勧告等により、その出勤することが著しく困難であると認められるとき、必要と認める期間付与。																														
	(21)地震、水害、火災その他の天災地変により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、1週間を超えない範囲内で必要と認める期間付与																														
	(22)職員が地震、水害、火災その他の非常災害により交通を遮断された場合で、その出勤することが著しく困難であると認められるとき、職員の責によらない交通機関の事故等の不可抗力によって、職員が他の便宜の方法により出勤することが著しく困難であると認められるとき、必要と認める期間付与。																														
介護休暇	配偶者、父母、子等の負傷、疾病または高齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の無給休暇。																														

8 職員の分限および懲戒処分の状況

(令和2年度中)

区 分	分限処分			懲戒処分			
	免職	休職	降任	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0 人	9 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人

9 職員の服務の状況

職務上の義務	法令などを遵守する義務	職務命令に従う義務
	信用失墜行為の禁止	秘密を守る義務
	職務に専念する義務	政治行為などの制限
	争議行為などの禁止	営利企業等の従事制限

※地方公務員法に、上表の職務上の義務が定められています。

10 職員の退職管理の状況

地方公務員法等の定めに基づき、営利企業等に再就職した退職者による現職職員への働きかけ等を規制するほか、退職職員からの届出に基づく再就職の状況を公表します。届出及び公表は、管理職であった者が営利企業等の常勤の役員、又は非常勤の役員に就任した場合としています。

区 分	管理職数	件数
退職時に管理職であった者の数、再就職の届出数 <small>(令和2年度未退職職員)</small>	12	2
働きかけ等に関する公平委員会からの調査の要求 <small>(令和2年度中)</small>		0

11 職員の研修の状況

区 分	人数	内 容
職員研修	県自治研修所	217 人 職務経験等の階層別研修、実務研修、特別研修など
	派遣研修	66 人 市町村アカデミーなど
	独自研修	1,718 人 服務、倫理、健康、人権研修など
	各課独自研修	1,548 人 実務研修など

12 職員の福祉および利益の保護の状況

区 分	人数	内 容
健康診断	定期健康診断	393 人 浜田市が実施する一般検診
	人間ドック	272 人 市町村職員共済組合が実施する総合健診
	特殊検診	0 人 指曲がり症、VDT作業検診
	ストレスチェック	638 人 ストレスチェック
公務・通勤災害補償	3 人 地方公務員災害補償基金が行う補償	

13 公平委員会の業務の状況

(令和2年度中)

区 分	状 況
勤務条件に関する措置の要求の状況	該当なし
不利益処分に関する審査請求の状況	該当なし